

『Q&A でわかる！第一線のお客様対応（顧客管理）とマネロン対策』訂正のお知らせ

このたびは弊社書籍をお買い上げいただきまして、まことにありがとうございます。本書に下記のとおり誤りがございましたのでお知らせいたします。読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

p.51 上から4行目

誤：この①②をあわせて「特別の注意を要する取引」と……

正：この②③をあわせて「特別の注意を要する取引」と……

p.55 下から4行目

誤：人格のない社団又は財団（エの類型）は、確認済みの確認（【Q2-5】）の対象とすることができませんので、他の種類の顧客とは明確に区別して管理する必要があります（本人確認書類の種類が限定されるため、本人特定事項の確認が難航する可能性があります）。

正：人格のない社団又は財団（エの類型）は、取引担当者が変わった場合には、確認済みの確認（【Q2-5】）の対象とすることができませんので、他の種類の顧客とは明確に区別して管理する必要があります。

p.57 上から9行目

誤：（※4）他の種類の顧客と異なり、人格のない社団又は財団は、確認済みの確認の対象とすることができません。

正：（※4）他の種類の顧客と異なり、人格のない社団又は財団は、取引担当者が変わった場合には、確認済みの確認の対象とすることができません（施行規則16条1項、H24パブコメ103番）。

p.57 下から8行目

誤：初回の取引時確認の際には確認項目が多くなりますが、確認済みの確認を使うことができる顧客ということになります。

正：初回の取引時確認の際には確認項目が多くなりますが、取引担当者が変わったとしても、確認済みの確認を使うことができる顧客ということになります。

p.57 下から2行目

誤：よって、確認済みの確認を使えません。

正：よって、取引担当者が変わった場合には、確認済みの確認を使えません。

p.66 表2のうち⑦の方法について

誤：ソフトウェアを使用して、顧客容貌の画像情報及びI群の本人確認書類に組み込まれたICチップに記録された本人特定事項及び写真の情報の送信を受ける

正：ソフトウェアを使用して顧客容貌の画像情報の送信を受けるとともに、I群の本人確認書類に組み込まれたICチップに記録された本人特定事項及び写真の情報の送信を受ける

p.69 下段の表のうち⑤-2の方法について

誤：ソフトウェアを使用して、本人確認書類に組み込まれたICチップに記録された本人特定事項の送信を受ける

正：本人確認書類に組み込まれたICチップに記録された本人特定事項の送信を受ける

p.84 下から11行目

誤：⑥顧客が人格のない社団又は財団である場合

正：⑥顧客が人格のない社団又は財団である場合であって、取引担当者が変わった場合

以上